

愛川町教育委員会

令和7年4月22日

## 愛川町教育委員会 4 月定例会会議録

- 1 会議日程 令和 7 年 4 月 22 日（火）  
午前 9 時 00 分から午後 9 時 38 分
- 2 会議場所 愛川町役場 4 階 402 会議室
- 3 議事日程 日程第 1 会議録の承認について  
日程第 2 教育長報告事項について  
（1）教育長報告  
（2）令和 7 年度教職員配置状況について  
（3）平成 7 年度愛川町教育支援（就学相談）について  
日程第 3 地域学校協働活動推進員等の委嘱について【非公開】  
日程第 4 愛川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行日を定める規則の制定について  
日程第 5 その他  
（1）令和 7 年度町営プールの運営について
- 4 出席委員 教育長 佐藤 照 明  
教育委員 梅 澤 秋 久  
教育委員 篠 崎 美 和  
教育委員 袖 山 浩 一
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者  
教育次長 今 井 正 夫  
教育総務課長 宮 地 大 公  
指導室長兼教育開発センター所長 飯 田 哲 昭  
生涯学習課長 小 山 文 利  
スポーツ・文化振興課長 井 上 守  
教育総務課副主幹 前 田 幸 寛

6 欠席委員 教育委員（教育長職務代理者） 齊郷浩之

---

○（宮地教育総務課長） それでは皆さんおはようございます。

本日の会議に当たりまして、傍聴希望者が1人お見えになっております。教育委員会では法律の定めによりまして、会議を原則公開としておりますが、傍聴希望者の入室については、会議の冒頭で、委員皆様の許可を得た後に行うこととしておりますので、お諮りをさせていただきます。

本日の議題において、個人情報を取り扱います日程第3、議案第1号 地域学校協働活動推進員等の委嘱についての議案以外は非公開とするような内容ではないと思われまので、傍聴を許可したいと思います。ご異議にございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○（宮地教育総務課長） ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議は一部を除き公開といたしますので、傍聴者の方を入室させていただきます。

（傍聴者入室）

○（宮地教育総務課長） 傍聴の方に申し上げます。

さきにお配りいたしました傍聴を希望される方へのお願いに基づきまして、傍聴のほどよろしくお願いたします。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、本日の会議の日程第3、議案第1号 地域学校協働活動推進員等の委嘱については、個人情報を取り扱いますことから非公開となりますので、ご承知おきをください。

また、会議次第などの資料につきましては、閲覧用となっておりますので、会議終了後に回収をさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは教育長、お願いたします。

---

#### ◎開会

○（佐藤教育長） 改めて、皆さん、おはようございます。

本日の出席者は4名であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会4月定

例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

本日の日程はお手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

---

◎日程第1

- （佐藤教育長） 初めに日程第1、会議録の承認についてを議題といたします。

3月定例会、3月26日開催分の会議録については事前に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。ご意見、ご質疑がありましたら発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） 特にございませので、質疑を終結し、表決に入ります。

日程第1、会議録の承認について、本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第1は原案のとおり承認されました。

なお、本定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

---

◎日程第2

- （佐藤教育長） 次に、日程第2、教育長報告事項についてを議題といたします。

初めに、教育長報告について、資料1に基づき私からご報告をさせていただきます。

令和7年3月26日から令和7年4月21日までの間に出席いたしました主な会議等について、ご報告をいたします。

3月26日、教育委員会定例会。中井町の教育長さんが3月31日に退任ということで、ご挨拶に来られました。

教職員の面接ということで、出られる方1名と入ってこられる方2名いらっしゃいまして、県央交流の3名の教頭先生と面接を行いました。

厚木警察署、県央教育事務所に事務連絡で訪問いたしました。

27日、町議会本会議最終日です。委員長報告、討論、採決がありました。

県総合教育センターの職員の方2名、長期研修者の教員1名が来室されました。長期研修者の教員1名については、体育センターでの1年間の研修報告がございました。

28日、教員の働き方改革加速化宣言の記者会見が神奈川県庁でありましたので、同席いたしました。この宣言については、3年間の重点期間を設け、県が教員の働き方改革を進めていこうという内容で、市と町村の教育委員会も同じ宣言を県と共にいたしましたので、現在、神奈川県町村教育長会の会長を務めているということもあり、私が町村代表として参加をいたしました。

同日、夜、総合教育会議がございました。

31日、職員退職辞令交付式、教職員辞令伝達式、田代区長さんが退任されるということで、ご挨拶に来られました。

4月1日、町職員辞令交付式、教職員辞令伝達式。教育委員会全員協議会。そして、臨時で行政経営会議が行われました。

2日、県央教育事務所長さん、指導課長さんが事務連絡で来室されました。

3日、会計年度任用職員の辞令交付式ということで、今回、学習サポーターさんが小中合わせて20名、インクルーシブサポーターさん43名、図書館指導員さんが9名ということで、合計72名の皆様に人事発令通知書をお渡しいたしました。

A L Tが来室されました。3名のうちの1人が今年度替わりましたので、ご挨拶に来られました。

県央教育事務所の社会教育主事さんが来室されました。

5日、宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館の水道ゾーンのリニューアルに伴う内覧会がございましたので、参加をいたしました。現代的にリニューアルされた展示は、子どもたちがとても喜ぶ内容だと思いました。機会がありましたら、みなさんもぜひ見学していただきたいと思っています。

6日、愛甲郡ソフトボール協会の開幕式がありました。

7日、愛川高校の入学式。

そして、町の社会教育委員議長さんが来室されました。

8日、中井町の新たに就任された教育長さんがご挨拶に来られました。

9日、町民生委員児童委員協議会総会、懇親会が文化会館で行われましたので、参加をいたしました。

11日、全国町村教育長会の令和7年度第1回理事会が銀座でありましたので、参加をい

たしました。

12日、愛川町子ども連絡協議会定例総会が文化会館でありましたので、参加をいたしました。

14日、政策調整会議。

裏面にいって15日、厚木愛甲地区の中学校校長会の会長さん、副会長さんが来室されました。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの委嘱状交付式がありましたので、参加をいたしました。

初任者研修会も、この日にございまして、研修を受ける先生方が12名いらっしゃいました。その方たちを対象に、愛川町の教育について講話をさせていただきました。

16日、小中学校校長会。

17日が、厚木愛甲地区の校長会の歓送迎会が、レンブラントホテル厚木でありましたので、参加をいたしました。

19日、町婦人団体連絡協議会総会、懇親会が町文化会館で行われましたので、参加をいたしました。町婦連も団体数が少なくなっていて、今、県に登録しているのは5団体ということで、今年度は愛川町で県の大会があると伺っております。

21日、行政経営会議です。

以上でございます。

それでは、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○(佐藤教育長) それでは特にございませんので、教育長報告についてはご了承願います。

次に、令和7年度教職員配置状況について、資料2に基づき、担当からご報告を申し上げます。

教育総務課長。

○(宮地教育総務課長) 教育総務課長です。

それでは、(2)令和7年度教職員配置状況についてご説明をさせていただきます。

資料2をご覧いただきたいと思います。

主に右側の令和7年4月1日現在の教職員配置状況についてご説明申し上げます。なお、資料の左側は令和6年4月1日現在の状況となっております。

右側の表をご覧くださいと思います。まず小学校でございます。クラス数につきましては、6校全体で普通級が58クラス、特別支援級が34クラスとなっており、令和6年度と比較しまして、普通級は1減、特別支援級は2増となっております。増減の内訳といたしましては、普通学級では、半原小学校が1減となっております。特別支援級では、中津小学校が1減、高峰小学校が2増、菅原小学校が1増となっております。また、教職員数につきましては、総計が161人、このうち臨時的任用職員は13人となっております。

次に、中学校でございます。下の表をご覧くださいと思います。まず、クラス数でございますが、令和6年度と比較いたしまして、普通級では愛川中原中学校が1減で、トータル26クラスとなっております。特別支援級では、愛川東中学校が1増、愛川中学校と愛川中原中学校がそれぞれ1減ということで、トータル15クラスとなっております。また、教職員数につきましては、臨時的任用職員7名を含め総計が90名となっており、令和6年度と比較いたしまして、教職員数が1減、臨時的任用職員が2増となっております。

以上、小中学校の教職員の合計では251名となっております、令和6年度と比較いたしまして、教職員数は2減、内数の臨時的任用職員は10減となっております。

説明は以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑がありましたらご発言をお願いいたします。

梅澤委員。

○（梅澤委員） 人数の増減については、子どもの数と比例してまいりますので、仕方がないところかなと思うところであります。一方で、この規定の配置状況に対して不足があるかどうか。例えば、学級数が16で規定されているけれども、教員が足りていないような、そういう学校があるかどうか教えてください。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） 教育総務課長です。

4月1日現在、今のところ全部埋まっているという状況で、順調なスタートができているというところでございます。

以上です。

○（佐藤教育長） 梅澤委員。

○（梅澤委員） 他市の状況を聞いてみると、このスタートの段階で、教員配置が埋まらない自治体も多いとのこと、その点について、町は現在、すごく良い状況であるという認識を

しております。

あとは調子が悪くなってしまって、お休みに入ってしまう教員が多いご時世ですので、そのあたりをしっかりとケアをしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

- （佐藤教育長） 今年度、小学校のほうは正規の教員を多く取りましたので、臨任の方が少なくなっている状況もございました。教員採用がなかなか厳しい時代ですので、欠員がないように今後も進めていきたいと思えます。

他によろしいでしょうか。

それでは、他に質疑がありませんので、令和7年度教職員配置状況については、ご了承願います。

次に、令和7年度愛川町教育支援（就学相談）について、資料3に基づき、担当からご報告を申し上げます。

指導室室長。

- （飯田指導室長兼教育開発センター所長） 指導室長です。それでは資料3をご覧ください。令和7年度愛川町教育支援についてでございます。

本日、ご協議いただきたいのは、資料3 愛川町教育支援基本方針であります。協議をいただく前に、本事業の年間計画等をご説明いたします。

1枚めくっていただいて、参考資料1をご覧ください。

愛川町教育支援年間計画に係る日程を示しております。5月1日には、本日の決定を受けて、第1回愛川町教育支援委員会が行われることとなります。各学校には校内教育支援委員会の開催を依頼して、令和8年度の特別支援学級の入級、退級等の対象者を検討していただきます。

その後、6月20日には、校内教育支援委員会の検討結果を基に、令和7年度就学相談実施予定者一覧を提出いただきます。

8月8日には、令和8年度特別支援学級入級、退級に関わる調査資料を提出いただくことになっております。その後、第1回、第2回の就学相談をもとに、1枚めくっていただきまして、10月16日には、第2回教育支援委員会が、そして、第3回就学相談をもとに、11月13日には、第3回教育支援委員会にてそれぞれ審議を行い、その答申をもとに、就学の場合について保護者と合意形成を図ることで、次年度の学びの場を決定してまいります。

続いて、参考資料2についてになります。

こちらについては、愛川町教育支援委員会の要綱を載せさせていただいております。

中ほどの第4条のところをご覧ください。町教育支援委員会の委員は、教育長が委嘱するとなっていますことから、1枚めくっていただきまして、こちらのほうに町教育委員会における委員の構成を載せさせていただいております。

続いて、もう1枚めくっていただきまして、こちらには、愛川町就学相談委員会の規約を載せさせていただいております。こちらに基づいて3回の就学相談が実施されます。

続いて、1枚めくっていただきまして、令和6年度愛川町就学措置の報告になります。こちらのほうは、令和6年度1月の定例会で示させていただいたものから変更点がありました。変更点については、真ん中の2番のところの①番、新就学のところです。病弱級の児童が1名、その下の自閉症・情緒級の児童が1名で、1枚めくっていただきまして、中学校のほうですけれども、知的級が1名、こちらの計3名が1月の定例会のときより追加されております。これは第3回の教育支援委員会の後で申出があったもので、その後審議を行って新たに措置したためでございます。

以上で説明を終えさせていただきます。

ここでもう一度、1枚目、資料3にお戻りください。

協議していただく愛川町教育支援基本方針を読み上げさせていただきます。

愛川町教育支援基本方針。

障がいのある児童生徒等の教育は、児童生徒一人ひとりが将来の社会的自立、社会参加のために適切な教育を保障するものでなければならない。そのために児童生徒一人ひとりにとって最も適切な教育の場を配慮することは、ライフステージの一環として極めて重要である。このような考えに立ち、教育支援基本方針を次のように定める。

1、綿密な就学相談の機会を持ち、保護者の理解と協力を得ながら、きめ細やかな教育支援を行うよう努める。

2、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、総合的な情報の収集に努める。

3、児童生徒一人ひとりのライフステージを見通した、きめ細やかな教育支援の充実に努める。

4、総合的な検討を行うとともに、教育の場の弾力的な扱いに配慮して判断する。

5、県及び関係機関との連携を密にし、適切な教育支援を行うための環境づくりに努める。

就学にあたっては、一方的な方向づけの提示や画一的な就学指導ではなく、保護者と十分話し合い、児童生徒の教育的ニーズに合った支援をもとに考える就学相談として捉えることを

大切にする。

以上になります。

その中で昨年度、梅澤委員さんのほうから、最後のアスタリスクのところ、保護者と十分話し合うというところですが、この話し合うというところを対話という言葉にしてはどうかというご意見をいただきました。対話という言葉には、受容的、共感的なコミュニケーションというメッセージが埋め込まれており、そういう柔らかなコミュニケーションがあるんだよということをメッセージとして伝えるのは重要ではないかというご意見でした。その点について、昨年度、指導室で検討しましたが、国が発出している「障害のある子供の教育支援の手引」に基づいて検討したところ、保護者との関わりのところでは話合いという言葉が3か所使われており、対話という言葉については、就学先や進学先と対話という形で1か所の記載があります。また、保護者との関わりというところで、建設的対話という言葉が2か所使われておりましたことから、昨年度については変更せずに「十分話合い」という言葉を使わせていただいた経緯があります。

しかしながら、この建設的な対話というところが、今後、より重要視をされてくることもあろうかと思っておりますので、引き続きこの話合いという言葉については、指導室のほうで検討してまいりたいと考えております。

それでは基本方針に向けての協議のほうをよろしく願いいたします。

以上です。

- （佐藤教育長） それでは、これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑がありましたらお願いいたします。

梅澤委員。

- （梅澤委員） 話合いという言葉で引き続き検討ということですので、今のまま引き続きご検討いただければいいかなと思います。

重要なのは言葉ではなくて、そこでの相互間のやり取りだと思われまますので、そこを適切にやっただけであればよろしいのかなと思います。

- （佐藤教育長） 引き続き検討のほうをお願いいたします。

他にございますか。

よろしいですか。

梅澤委員。

- （梅澤委員） ぜひ保護者との話合いの中で大事にしていきたいのは、本町のインクル

ーシブ教育の進展状況、他市あるいは他の都県と比べると、うちはかなり進んでいる地域だと自負をしています。先ほど教育長からも支援員やインクルーシブサポーター数十名に辞令のお話があったとおり、各学校にかなり丁寧に、そういうサポートとか、そういった人たちを置くような状況にありますし、学習室に席を置いて、特別な教科のみ、例えば一斉指導になかなか合わないような教科の場合にのみ、このニーズに合わせて学習して、個別最適な学習を進めるような、そんな教育が、本町では、行われておりますので、極力できる教科については、一緒にやっていますよというあたりを、ぜひお話いただくと建設的な対話になるのかなと思います。

以上です。

○（佐藤教育長） 指導室室長。

○（飯田指導室長兼教育開発センター所長） 指導室長です。ありがとうございます。

本町の状況ですけれども、今、梅澤委員さんのほうからありましたとおり、他市に比べて、インクルーシブサポーターさん等、充実した配置ができていますのかなと考えております。また県のほうからも半原小学校がインクルーシブ教育校内支援体制整備事業を受けて研究も進めております。町全体としましても小中一貫の中で取り組んでおりますので、引き続きそのあたりを充実していきたいというふうに考えております。

以上です。

○（梅澤委員） 承知しました。

○（佐藤教育長） インクルーシブ教育については、今年度2年目ということで、去年から全校で取り組んでいる状況になりましたので、今、梅澤委員さんが言われるように、さらに小中一貫教育も含めて推進ができるのではないかなというふうに思っています。また、何かありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、他に質疑等はございませんので、令和7年度愛川町教育支援（就学相談）については、ご了承願います。

それでは、日程第2 教育長報告事項については、以上とさせていただきます。

次に、日程第3、議案第1号 地域学校協働活動推進員等の委嘱についての審議を行います。本件につきましては、個人情報を取り扱う案件となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開による審議とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

- (佐藤教育長) ご異議ないようでありますので、議案第1号につきましては、非公開で審議を行いたいと思います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

---

◎日程第3【非公開】

---

◎日程第4

- (佐藤教育長) それでは、会議を再開いたします。

日程第4、議案第2号 愛川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行日を定める規則の制定についてを議題とします。

内容について、議案に基づき、担当からご説明申し上げます。

- (井上スポーツ・文化振興課長) スポーツ・文化振興課長です。

それでは、議案第2号 愛川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行日を定める規則の制定についてご説明申し上げます。

教育委員会2月定例会でもご説明をさせていただいたところがございますが、今回の条例改正につきましては、中津工業団地第1号公園に同公園再整備基本計画に基づき、人工芝の多目的広場を設置するとともに、使用料を定めるもので、中津工業団地第1号公園の有料公園施設の種類の多目的広場を加えるとともに、使用料として施設使用料を1面2時間につき1,500円、照明施設使用料を1面1時間につき2,500円を加えるため、規定の改正を上程したもので、町議会令和7年第1回定例会において議決され、3月28日に公布をしたところでございます。

施行の期日につきましては、条例において「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、教育委員会規則で定める日」と規定されておりますことから、令和7年7月1日といたしますことを、本規則で定めたまいものでございます。

なお、愛川町都市公園の設置及び管理に関する条例施行規則につきましても、規則を一部改正いたしまして、供用日、供用時間の表に多目的広場を追加いたしました。同規則改正の施行日は同じく令和7年7月1日とするものでございます。

説明は以上です。

- (佐藤教育長) これより、質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

なお、人工芝の多目的広場の設置工事も今のところ順調という報告を受けています。

よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

- (佐藤教育長) それでは、特に質疑ございませんので、質疑を終結し表決に入ります。

議案第2号 愛川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行日を定める規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

- (佐藤教育長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5

- (佐藤教育長) 日程第5、その他を議題といたします。

令和7年度町営プールの運営について、資料4に基づき、担当からご説明申し上げます。  
スポーツ・文化振興課長。

- (井上スポーツ・文化振興課長) スポーツ・文化振興課長です。

日程第5、令和7年度町営プールの運営について、資料に基づきまして説明を申し上げます。

令和7年度の本町の町営プールにつきましては、次のとおり開設、運営をいたします。

田代運動公園プールの開設期間につきましては、愛川町都市公園の設置及び管理に関する条例施行規則に基づき、供用日が規定されておりますが、同施行規則の「町長が都市公園の管理上、もしくは他の理由により必要があると認めるときは、供用日及び供用時間を変更することができる」との規定によりまして、従来7月20日(日曜日)から8月31日(日曜日)までの43日間の供用日を、7月19日(土曜日)から8月24日(日曜日)までの37日間と変更するもので、昨年と同様の措置となります。また、第1号公園プールにつきましては1月の全員協議会でご説明をいたしましたとおり、利用者の減少とともに設備の老朽化が進み、多額の維持管理経費が見込まれることから、令和7年度は運営を休止いたします。

令和7年度のプールの運営につきまして、ご理解、ご承諾をいただきたく、よろしくお願いをいたします。

説明は以上です。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） それでは、特に質疑がありませんので、令和7年度町営プールの運営については、ご了承願います。

---

◎閉会

○（佐藤教育長） 以上で、本日の案件につきましては全て終了いたしました。その他、各委員からご意見、ご感想等がありましたら、お願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、ご意見等がありませんので、事務局で何かありますか。

（「ございません」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、特にないようございますので、以上で4月の定例会の議事日程が全て終了いたしましたので、閉会としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、4月の定例会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

なお、次回の定例教育委員会ですが、5月27日の午前9時から201会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

愛川町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

令和7年5月27日

教育委員会教育長

佐藤 照明

教育委員会  
教育長職務代理者

齋 郷 浩之

教 育 委 員

梅澤 秋久

教 育 委 員

篠崎 美和

教 育 委 員

袖山 浩一

調 整 職 員

池田 茉莉子